



鳥取県公報

平成 27 年 3 月 17 日 (火)
号外第 24 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (13) (スポーツ課) 5
	鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例 (14) (子ども発達支援課) 6
	日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部を改正する条例 (15) (砂丘事務所) 8
	鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (16) (くらしの安心推進課) 12
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (17) (住まいまちづくり課) 17
	鳥取県立産業人材育成センター条例の一部を改正する条例 (18) (雇用人材総室) 18
	鳥取県間伐材搬出等事業助成条例の一部を改正する条例 (19) (県産材・林産振興課) 19
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (20) (会計指導課) 20

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

米子市と施設交換することに伴い、東山水泳場を県立の施設とする。

2 条例の概要

(1) 県営東山水泳場を米子市に設置する。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とするイの一部を除き、規則で定める日とする。

イ 施行後、最初の指定管理者の選定及び管理期間について、所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

障害児通所支援の事業の人員等の基準を定めるに当たって参酌等をすべき国の基準が改正され、指定複合型サービス事業者が障害児に対し通いサービスを提供する場合の基準該当通所支援事業の基準が定められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 指定複合型サービス事業者に係る基準該当通所支援事業の人員等の基準については、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(2) 指定放課後等デイサービスの事業所は、主として重症心身障害児が通う場合は看護師を置くとともに嘱託医師を定めておくこととする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

◇日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取砂丘を核とする山陰海岸が世界ジオパークに認定され世界的価値が認められたこと、及び鳥取砂丘の地先海域において海難死亡事故が発生したことに伴い、鳥取砂丘の利用を増進するための施策を一層充実させるとともに、遊泳等を禁止する。

2 条例の概要

(1) 鳥取砂丘の利用は、県民が誇りと愛着を持つ本県を代表する自然観光資源としての魅力や価値を高めることを基本として、その増進を図ることとする。

(2) 県の施策の推進に当たっては、外国人等にも理解しやすいように言語、文化等の違いに配慮した表記の利用に努めるものとする。

(3) 県は、鳥取砂丘の国内外からの利用を増進するための施策を関係機関と連携して実施するものとする。

(4) 次に掲げる行為を禁止する。

ア 鳥取砂丘の地先海域において遊泳すること。

イ 鳥取砂丘において、他人の上空を飛行し、又は模型飛行機その他これに類するものを他人の周囲に飛行させ、身体の安全に対する不安を覚えさせること。

(5) 知事は、現に鳥取砂丘において犯罪行為をしている者があるときは、その職員に中止を指示させるものとする。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

◇鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

食品取扱施設等における衛生管理について、国際的に推奨された方法の普及を図るために知事が認定を行う制度を創設するとともに、食品への異物混入や食中毒による被害を防止するため、消費者等からの苦情であって健康被害が発生するおそれが否定できない情報を知事に報告すること等を営業者が遵守すべき事項として追加する。

2 条例の概要

(1) 知事は、次の要件を満たしている食品取扱施設等について、営業者又は管理者から申請があったときは、有効期限を定めて、鳥取県HACCP適合施設として認定する。

ア 危害物質の特定

イ 重要管理点の決定

ウ 管理基準の設定

エ モニタリングの方法の設定

オ 改善措置の設定

カ 検証手順の設定

キ その他規則で定める基準

(2) 知事の認定を受けていない施設については、鳥取県HACCP適合施設又はこれに紛らわしい名称を用いることを禁止する。

(3) 公衆衛生上講ずる必要がある事項として、次の事項を加える。

ア 温度計その他の計器類及び除菌のための装置は、定期的に点検すること。

イ おう吐が発生した場合は、直ちに消毒するとともに、汚染された可能性のある食品を廃棄すること。

ウ 食品衛生責任者が食品に起因する危害の発生を防止するため、衛生管理の方法その他食品衛生に関する事項について意見を述べたときは、当該意見を尊重すること。

エ 食品衛生上不良な食品等を製造し、又は販売した場合に備えて、不良な食品等の回収に係る体制、方法等を定めた手順書を作成すること。

オ 検食について、提供先の記録も保存するとともに、一時に300食以上提供する場合にあっては、洗浄及び殺菌を行っていない原材料を併せて保存すること。

カ 異味又は異臭の発生、異物の混入その他の消費者等からの苦情であって、健康被害が発生するおそれが否定できない情報について、知事に速やかに報告すること。

キ 定期的に食品取扱者の健康診断を行うとともに、作業前にはその健康状態を確認すること。

ク 食品取扱者に、食品衛生に関する教育を行うこと。また、施設及び食品等の取扱い等についての管理運営要領を作成し、周知すること。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、平成27年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

北山団地及び八東第2団地を八頭町へ無償譲渡することに伴い、当該団地を廃止する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

名称	位置
北山団地	八頭郡八頭町北山
八東第2団地	八頭郡八頭町東

- (2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

◇鳥取県立産業人材育成センター条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県立産業人材育成センターの行う普通課程の職業訓練のうち、授業料を徴収しないものについて定める。

2 条例の概要

- (1) 資格の取得を目的とする職業訓練のうち規則で定めるものについては、授業料を徴収しないこととする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県間伐材搬出等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

間伐の実施及び間伐材の搬出を促進するため、間伐材搬出等事業に対する助成を恒久化する。

2 条例の概要

- (1) 間伐材搬出等事業に対する助成について定める条例の失効期限を廃止する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県立保育専門学院の廃止及び長期優良住宅建築等計画の認定に住宅性能評価書が利用できるようになることに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 県立保育専門学院における成績証明書等の書類の交付に係る手数料を定める規定について、所要の規定の整備を行う。
- (2) 住宅性能評価書の添付がある場合の長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料は、次のとおりとする。

区分	金額
一戸建て住宅	1件につき19,000円
一戸建て住宅以外の住宅	床面積に応じ1件につき40,000円～1,067,000円

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

条 例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第13号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設（以下「社会体育施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県立武道館</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県営鳥取屋内プール</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>鳥取県営東山水泳場</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県営ライフル射撃場</td> <td>西伯郡南部町</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取県立武道館	米子市	鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市	鳥取県営東山水泳場	米子市	鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町	<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設（以下「社会体育施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県立武道館</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県営鳥取屋内プール</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>鳥取県営ライフル射撃場</td> <td>西伯郡南部町</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取県立武道館	米子市	鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市	鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町
名称	位置																		
鳥取県立武道館	米子市																		
鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市																		
鳥取県営東山水泳場	米子市																		
鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町																		
名称	位置																		
鳥取県立武道館	米子市																		
鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市																		
鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町																		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 鳥取県営東山水泳場に係る鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者（以下「指定管理者」という。）の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行前においては、知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第1号及び第3号の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県営東山水泳場の指定管理者の候補者を選定するものとする。
- 4 この条例の施行前に指定を受けた鳥取県営東山水泳場の指定管理者が鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う期間は、同条例第5条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成29年3月31日までとする。

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第14号

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>（障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所（次に掲げる事業を行う事業所を含む。）に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護（<u>同条第22項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。</u>）</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 放課後等デイサービス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">従業者の配置</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td>2 <u>主として重症心身障害児が通う場合は、前号に掲げる従業者のほか、看護師を置くこと。</u></td> </tr> <tr> <td>3 略</td> </tr> <tr> <td>4 略</td> </tr> <tr> <td>5 略</td> </tr> <tr> <td>6 <u>主として重症心身障害児が通う場合は、嘱託医師を定めておくこと。</u></td> </tr> <tr> <td>7 略</td> </tr> <tr> <td>8 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	1 略	2 <u>主として重症心身障害児が通う場合は、前号に掲げる従業者のほか、看護師を置くこと。</u>	3 略	4 略	5 略	6 <u>主として重症心身障害児が通う場合は、嘱託医師を定めておくこと。</u>	7 略	8 略	<p>（障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所（次に掲げる事業を行う事業所を含む。）に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 放課後等デイサービス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">従業者の配置</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td>2 略</td> </tr> <tr> <td>3 略</td> </tr> <tr> <td>4 略</td> </tr> <tr> <td>5 略</td> </tr> <tr> <td>6 略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	1 略	2 略	3 略	4 略	5 略	6 略
区分	基準																				
従業者の配置	1 略																				
	2 <u>主として重症心身障害児が通う場合は、前号に掲げる従業者のほか、看護師を置くこと。</u>																				
	3 略																				
	4 略																				
	5 略																				
	6 <u>主として重症心身障害児が通う場合は、嘱託医師を定めておくこと。</u>																				
	7 略																				
	8 略																				
区分	基準																				
従業者の配置	1 略																				
	2 略																				
	3 略																				
	4 略																				
	5 略																				
	6 略																				

略		略	
利用定員	<u>1</u> の表利用定員の項に掲げる基準を満たすこと。	利用定員	<u>2</u> の表利用定員の項に掲げる基準を満たすこと。
略		略	
4 略		4 略	

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第15号

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部を改正する条例

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例（平成20年鳥取県条例第64号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 略</p> <p>第 2 章 <u>保全と再生及び利用の増進</u>（第 6 条—第 9 条）</p> <p>第 3 章・第 4 章 略</p> <p>附則</p> <p>このように、鳥取砂丘は、貴重な自然を有するのみならず、先人の努力により特色ある産業・文化活動、学術研究等の拠点ともなっており、非常に多面的な価値を有する県民共有の財産であり、世界に誇れる本県の至宝とも言うべき存在である。<u>このことは、世界ジオパークに認定されたことで、世界中に認められるところとなっている。</u></p> <p><u>このような状況の中、鳥取砂丘の価値を後世に守り</u>伝えていく上で大切なのは、砂丘利用者一人一人が鳥取砂丘の持つ独特の風物への愛着と畏敬の念を共有して節度ある利用に努めるとともに、協力し、連携し合って、自然を守り育てていくことである。</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、鳥取砂丘の保全と再生<u>及びその利用</u>について、基本理念を定め、県及び砂丘利用者の責務を明らかにするとともに、鳥取砂丘の保全と再生<u>及びその利用</u>に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適切な利用を増進しつつ、様々な人々の協働による総合的な取組を推進し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくことを目的とする。</p> <p>（基本理念）</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 略</p> <p>第 2 章 <u>保護施策</u>（第 6 条—第 9 条）</p> <p>第 3 章・第 4 章 略</p> <p>附則</p> <p>このように、鳥取砂丘は、貴重な自然を有するのみならず、先人の努力により特色ある産業・文化活動、学術研究等の拠点ともなっており、非常に多面的な価値を有する県民共有の財産であり、世界に誇れる本県の至宝とも言うべき存在である。</p> <p><u>従来の環境保全手法の限界も指摘される中で、これを後世に守り伝えていく上で大切なのは、砂丘利用者一人一人が鳥取砂丘の持つ独特の風物への愛着と畏敬の念を共有して節度ある利用に努めるとともに、協力し、連携し合って、自然を守り育てていくことである。</u></p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、鳥取砂丘の保全と再生について、基本理念を定め、県及び砂丘利用者の責務を明らかにするとともに、鳥取砂丘の保全と再生に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適切な利用を増進しつつ、様々な人々の協働による総合的な取組を推進し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくことを目的とする。</p> <p>（基本理念）</p>

第3条 鳥取砂丘の保全と再生は、その固有環境の貴重さと、砂丘利用者の行動が本県の経済、文化等に及ぼす影響を勘案し、地域の健全な発展との調和にも配慮しながら、砂丘利用者の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。

2 鳥取砂丘の利用は、その固有環境に及ぼす影響を十分に把握した上で、県民が誇りと愛着を持つ本県を代表する自然観光資源としての魅力や価値を高めることを基本として、その増進が図られなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、山陰海岸国立公園等を管理する国、鳥取砂丘及びその周辺の土地利用、景観形成、環境保全等に関する事務を所掌する鳥取市その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と連携して、砂丘利用者の協力の下に必要な施策を総合的に推進するものとする。

2 県は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、外国人等にも理解しやすいように、言語、文化等の違いに配慮した表記の利用に努めるものとする。

(砂丘利用者の責務)

第5条 砂丘利用者は、基本理念にのっとり、鳥取砂丘の固有環境の価値及び保全と再生を図ることの重要性を理解し、その保全と再生に自主的に取り組むとともに、県が実施する施策に積極的に協力し、鳥取砂丘の適切な利用に努め、いやしくも鳥取砂丘の固有環境を毀損し、又は鳥取砂丘の快適な利用を妨げるような行為をしてはならない。

第2章 保全と再生及び利用の増進

(砂丘利用者の意識啓発)

第6条 県は、鳥取砂丘の固有環境の価値及び保全と再生を図ることの重要性について砂丘利用者の理解を深め、鳥取砂丘の適切な利用を増進するため、学習の機会の提供、自然保護等に関する活動についての情報の提供、広報等による普及啓発その他の施策

第3条 鳥取砂丘の保全と再生は、その固有環境の貴重さと、それに対して砂丘利用者の行動が及ぼす影響を十分に把握した上で、当該行動が本県の経済、文化等に及ぼす影響を勘案し、社会的発展との調和にも配慮しながら、砂丘利用者の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。

2 鳥取砂丘の利用は、その固有環境に及ぼす影響を十分に把握した上で、県民が誇りと愛着を持つ本県を代表する自然観光資源としての魅力や価値を高めることを基本として、その増進が図られなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、山陰海岸国立公園等を管理する国、鳥取砂丘及びその周辺の土地利用、景観形成、環境保全等に関する事務を所掌する鳥取市その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と連携して、鳥取砂丘の保全と再生について砂丘利用者の理解を深め、その協力の下に必要な施策及び規制措置（以下「保護施策等」という。）を総合的に推進するものとする。

2 県は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、外国人等にも理解しやすいように、言語、文化等の違いに配慮した表記の利用に努めるものとする。

(砂丘利用者の責務)

第5条 砂丘利用者は、基本理念にのっとり、鳥取砂丘の保全と再生を図ることの重要性を理解し、これに自主的に取り組むとともに、県が実施する保護施策等に積極的に協力し、節度ある利用に努め、いやしくも鳥取砂丘の固有環境をき損し、又は鳥取砂丘の快適な利用を妨げるような行為をしてはならない。

第2章 保護施策

(砂丘利用者の意識啓発)

第6条 県は、鳥取砂丘の保全と再生を図ることの重要性について砂丘利用者の理解を深め、これに取り組む意欲を増進するため、その固有環境に関する学習の機会の提供、自然保護等に関する活動についての情報の提供、各種の催し、広報等による普及啓発

を関係機関と連携して実施するものとする。

(利用の増進)

第6条の2 県は、鳥取砂丘の国内外からの利用を増進するため、次に掲げる施策を関係機関と連携して実施するものとする。

- (1) 鳥取砂丘の固有環境の有する価値を全国及び世界に向けて発信すること。
- (2) 生物、歴史等の解説、スポーツその他の催し等により、鳥取砂丘と触れ合う機会を創出すること。
- (3) 砂丘利用者に対するサービスの改善及び向上を図り、地域の魅力を高めること。

(禁止行為)

第10条 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 略
- (2) 鳥取砂丘において、他人の身体又は物に害を及ぼすおそれのある方法で、ボール、花火その他の物を投げ、打ち、又は発射すること。
- (3) 鳥取砂丘において、缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、動物のふんその他の物を投棄すること。
- (4) 鳥取砂丘の地先海域において遊泳すること。
- (5) 鳥取砂丘において、他人の上空を飛行し、又は模型飛行機その他これに類するものを他人の周囲に飛行させ、身体の安全に対する不安を覚えさせること。

2 略

(中止等の指示)

第11条 知事は、現に鳥取砂丘において前条第1項各号に掲げる行為（同条第2項各号に掲げる行為を除く。）をしている者があるときは、その者に対し、当該職員をして、当該行為の中止又は原状回復を指示させることができる。

2 知事は、現に鳥取砂丘において公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年鳥取県条例第22号）第2条第1項又は第3条第1項の規定に違反する行為その他の犯罪行為をしている者があるときは、その者に対し、当該職員をして、当該犯罪行為の中止を指示させることができ

その他の措置を関係機関と連携して実施するものとする。

(禁止行為)

第10条 鳥取砂丘においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 略
- (2) 他人の身体又は物に害を及ぼすおそれのある方法で、ボール、花火その他の物を投げ、打ち、又は発射すること。
- (3) 缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、動物のふんその他の物を投棄すること。

2 略

(中止等の指示)

第11条 知事は、現に鳥取砂丘において前条第1項各号に掲げる行為（同条第2項各号に掲げる行為を除く。以下「禁止行為」という。）をしている者があるときは、その者に対し、当該職員をして、当該禁止行為の中止又は原状回復を指示させることができる。

<p>る。</p> <p>3 <u>前2項</u>に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による指示については、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）第13条の規定は、適用しない。</p> <p>(原状回復命令)</p> <p>第12条 知事は、鳥取砂丘において<u>第10条第1項第1号から第3号までに掲げる行為（同条第2項各号に掲げる行為を除く。以下「特定禁止行為」という。）</u>をした者に対し、原状回復を命ずることができる。</p> <p>第14条 鳥取砂丘においてみだりに<u>特定禁止行為</u>をした者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>2 第11条第1項の規定による指示に<u>違反して特定禁止行為の中止若しくは原状回復をしなかった者</u>又は第12条の規定による命令に違反して原状回復をしなかった者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による指示については、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）第13条の規定は、適用しない。</p> <p>(原状回復命令)</p> <p>第12条 知事は、鳥取砂丘において<u>禁止行為</u>をした者に対し、原状回復を命ずることができる。</p> <p>第14条 鳥取砂丘においてみだりに禁止行為をした者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>2 第11条第1項の規定による指示に<u>従わなかった者</u>又は第12条の規定による命令に違反して原状回復をしなかった者は、5万円以下の過料に処する。</p>
--	---

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第16号

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県食品衛生条例</u></p>	<p><u>鳥取県食品衛生法施行条例</u></p>
<p><u>(目的)</u></p> <p>第 1 条 この条例は、<u>食品取扱施設において講ずべき措置の基準その他食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、食品等の衛生管理の高度化を促進することにより、飲食に起因する危害の発生を防止し、もって食の安全の確保を図ることを目的とする。</u></p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第 1 条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定める<u>もの</u>とする。</p>
<p><u>(定義)</u></p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>食品取扱施設 法第 4 条第 7 項に規定する営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第70号）第 2 条第 5 号に規定する食鳥処理の事業を除く。）に係る施設をいう。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p><u>(定義)</u></p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 食品取扱施設 法第 4 条第 7 項に規定する営業に係る施設をいう。</p> <p>(2) 略</p>
<p><u>(公衆衛生上の措置の基準)</u></p> <p>第 3 条 法第50条第 2 項の条例で定める公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>営業者（法第50条第 3 項に規定する営業者をいう。以下同じ。）が公衆衛生上実施することが望ましい措置は、規則で定める。</u></p>	<p><u>(公衆衛生上の措置の基準)</u></p> <p>第 3 条 法第50条第 2 項の条例で定める<u>営業者（法第 50 条第 3 項の営業者をいう。以下同じ。）が公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第 1 のとおりとする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>営業者が実施することが望ましい衛生的措置は、規則で定める。</u></p>
<p><u>(鳥取県HACCP適合施設の認定)</u></p>	

- 第3条の2 知事は、飲食に起因する危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられている食品取扱施設又は法第62条第3項に規定する施設（以下「営業外施設」という。）について、営業者又は営業外施設の管理者から申請があったときは、鳥取県HACCP適合施設として認定することができる。
- 2 知事は、前項の申請をした者が別表第1の基準を遵守し、かつ、次に掲げる要件を満たす場合に限り、同項の認定を与えるものとする。
- (1) 健康に悪影響を及ぼす可能性及び製品の特性を考慮し、当該製品の製造工程ごとに、発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質（以下「危害物質」という。）を特定すること。
- (2) 特定された危害物質について、危害の発生を防止するための措置を製造工程に応じて検討し、当該措置が適切に講じられていることの確認（以下「モニタリング」という。）を連続して又は相当の頻度で行う必要があるもの（以下「重要管理点」という。）を定めること。
- (3) 重要管理点ごとに、危害物質の許容限度を示す測定可能な指標（以下「管理基準」という。）を設定すること。
- (4) 重要管理点における管理基準の遵守状況を連続して又は相当の頻度で測定するモニタリングの方法を設定すること。
- (5) 第2号に規定する措置が適切に講じられていない場合に講ずる措置（以下「改善措置」という。）を設定すること。
- (6) 製品の衛生管理が適切に行われているかについて、十分な頻度で検証を行うとともに、必要に応じて、食品等の取扱方法又は製造工程を見直すこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準に適合すること。
- 3 第1項の認定は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 4 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第1項の認定を取り消すことができる。
- (1) 別表第1の基準を遵守しなかったとき。
- (2) 第2項に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 法第28条第1項（法第62条第3項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告

をし、又は法第28条第1項の規定による臨検検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

- 5 何人も、第1項の認定を受けていない施設について、鳥取県HACCP適合施設又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

別表第1（第3条、第3条の2関係）

1 食品取扱施設における衛生管理

(1) 略

(2) 食品取扱設備等の衛生管理

ア～エ 略

オ 温度計等の計器類及び除菌のための装置は、定期的に点検すること。

(3)・(4) 略

(5) 食品等の取扱い

ア～オ 略

カ 第3条の2第1項の認定を受けている施設にあつては、アからオまでの基準に代えて、次の措置を講ずること。

(ア) 第3条の2第2項第2号に規定する措置を適切に講ずること。

(イ) 第3条の2第2項第4号に規定する方法に従ってモニタリングを行うこと。

(ウ) モニタリングによって管理基準が遵守されていないと認めるときは、改善措置を適切に講ずること。

(エ) モニタリングの結果及び講じた改善措置の内容を記録し、製品の消費期限等に応じた期間、これを保存すること。

キ おう吐が発生した場合は、直ちに消毒するとともに、汚染された可能性のある食品を廃棄すること。

(6) 略

(7) 食品衛生責任者の設置

ア 食品取扱施設又はその取り扱う食品等の種類に係る部門ごとに、食品等を取り扱う者（以下「食品取扱者」という。）及び関係者のうちから、規則で定めるところにより、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。ただし、法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置く場合を除く。

イ 食品衛生責任者が食品に起因する危害の発生を防止するため、衛生管理の方法その他食

別表第1（第3条関係）

1 食品取扱施設における衛生管理

(1) 略

(2) 食品取扱設備等の衛生管理

ア～エ 略

(3)・(4) 略

(5) 食品等の取扱い

ア～オ 略

(6) 略

(7) 食品衛生責任者の設置

食品取扱施設又はその取り扱う食品等の種類に係る部門ごとに、食品等を取り扱う者（以下「食品取扱者」という。）及び関係者のうちから、規則で定めるところにより、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。ただし、法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置く場合を除く。

品衛生に関する事項について意見を述べたときは、当該意見を尊重すること。

(8) 不良な食品等の回収及び廃棄

ア 食品衛生上不良な食品等を製造し、又は販売した場合に備えて、不良な食品等の回収に係る体制、方法等を定めた手順書を作成すること。

イ 食品衛生上不良な食品等を製造し、又は販売したことが判明したときは、アの手順書に従い、当該食品等の回収その他の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告すること。

ウ イの措置により回収した食品等は、通常の製品と明確に区別して保管し、知事の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(9) 検食の実施

ア 飲食店営業のうち一時に50食以上提供する営業にあつては、調理済食品ごとに、提供先の記録とともに検食を72時間以上保存すること。ただし、一時に300食以上提供する場合は、提供先の記録とともに検食を冷凍して2週間以上保存すること。

イ 検食を冷凍して2週間以上保存する場合にあつては、洗浄及び殺菌を行っていない原材料を併せて保存すること。

(10) 健康被害情報の報告

製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する次に掲げる情報について、知事に速やかに報告すること。

ア 消費者の健康被害（医師の診断を受け、当該症状が製造し、加工し、若しくは輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものをいう。）に関する情報

イ 異味又は異臭の発生、異物の混入その他の消費者等からの苦情であつて、健康被害が発生するおそれが否定できない情報

(11) 略

2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理

(1) 定期的に食品取扱者の健康診断を行うとともに、作業前にはその健康状態を確認すること。

(2) 略

(8) 不良な食品等の回収及び廃棄

ア 食品衛生上不良な食品等を製造し、又は販売したことが判明したときは、当該食品等の回収その他の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告すること。

イ アの措置により回収した食品等は、通常の製品と明確に区別して保管し、知事の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(9) 検食の実施

飲食店営業のうち、弁当屋、仕出屋、旅館その他一時に多人数に食品を供与する営業にあつては、調理済食品ごとに、検食を72時間以上保存すること。ただし、一時に300食以上提供する場合は、検食を冷凍して2週間以上保存すること。

(10) 健康被害情報の報告

製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、当該症状が製造し、加工し、若しくは輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものをいう。）に関する情報について、知事へ速やかに報告すること。

(11) 略

2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理

(1) 略

<p>(3) 略</p> <p>(4) <u>食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくはその疑いのある者又は同法第6条第11項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、<u>感染させるおそれがないことが判明するまで、食品等に直接接触する作業に従事させない等の適切な措置を講ずること。</u></u></p> <p>(5) <u>公衆衛生上支障がない場合を除き、食品取扱者に衛生的な作業着、帽子及びマスクを着用させるとともに、作業場内では専用の履物を用いさせることとし、作業場外（便所を含む。）では当該履物を用いさせないこと。</u></p> <p>(6) <u>食品取扱者に、作業前、用便直後又は生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後、必ず手指の洗浄及び消毒を行わせることと、ペーパータオル等を用いて拭かせること。また、使い捨て手袋は、交換させること。</u></p> <p>(7) <u>食品取扱者に、食品衛生に関する教育を行うこと。また、施設及び食品等の取扱い等についての管理運営要領を作成し、周知すること。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) <u>食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくはその疑いのある者又は同法第6条第11項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、<u>保菌していないことが判明するまで、食品に直接接触する作業に従事させないこと。</u></u></p> <p>(4) <u>食品取扱者に衛生的な作業着、帽子及びマスクを着用させ、作業場内では専用の履物を用いさせること。</u></p> <p>(5) <u>食品取扱者に、作業前、用便直後又は生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後、必ず手指の洗浄及び消毒を行わせること。</u></p> <p>3・4 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 知事は、この条例の施行の際現に改正後の鳥取県食品衛生条例第3条の2第2項に規定する要件を満たすと認められる施設については、同条第1項の申請がない場合であっても、同項の認定をすることができる。
- 3 平成27年9月30日までの間は、改正後の鳥取県食品衛生条例別表第1の1の項(8)のア及び(9)のイ並びに2の項(7)の規定は適用しない。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第17号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
名称	位置	名称	位置
略		略	
隼団地	八頭郡八頭町見槻中	隼団地	八頭郡八頭町見槻中
中南団地	八頭郡八頭町南	<u>北山団地</u>	八頭郡八頭町北山
		中南団地	八頭郡八頭町南
略		<u>八東第2団地</u>	八頭郡八頭町東
		略	
別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
名称	管理を行わせる者	名称	管理を行わせる者
略		略	
土師百井団地 宮岡団地 船岡 団地 隼団地 中南団地	八頭町	土師百井団地 宮岡団地 船岡 団地 隼団地 <u>北山団地</u> 中南 団地 <u>八東第2団地</u>	八頭町
略		略	

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県立産業人材育成センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第18号

鳥取県立産業人材育成センター条例の一部を改正する条例

鳥取県立産業人材育成センター条例（昭和44年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(授業料の徴収) 第8条 センターの普通課程に在籍する者に対しては、授業料を徴収する。 <u>ただし、資格の取得を目的とする職業訓練で規則で定めるものについては、授業料を徴収しない。</u> 2 略	(授業料の徴収) 第8条 センターの普通課程に在籍する者に対しては、授業料を徴収する。 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県間伐材搬出等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第19号

鳥取県間伐材搬出等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県間伐材搬出等事業助成条例（平成13年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、間伐材搬出等事業の費用及び<u>収益の額を勘案して知事が別に定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、間伐材搬出等事業に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）以下とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(この条例の失効)</u></p> <p><u>2</u> この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p><u>3</u> この条例の失効の日以前に交付決定された補助金については、第3条及び第4条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県間伐材搬出等事業助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付決定される補助金について適用し、同日前に交付決定された補助金については、なお従前の例による。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第20号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（15の5） 略</p> <p>（15の6） <u>指定保育士養成施設成績証明書又は卒業証明書の交付</u> 1件につき420円</p> <p>（16）～（315） 略</p> <p>（315の2） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。<u>以下「長期優良住宅法」という。</u>）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（<u>同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額</u>）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>（315の3） <u>長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定</u> 次の表に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>長期優良住宅法第9条第1項の規定による申請に係るもの</u> 1件につき3,000円</p> <p>イ <u>その他のもの</u> 変更後の長期優良住宅建築等計画に応じ、前号の表に定める額（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（15の5） 略</p> <p>（15の6） <u>鳥取県立保育専門学院における成績証明書、指定保育士養成施設卒業証明書その他の事実を証する書類の交付であって、現に同学院に在学する者に対するもの以外のもの</u> 1件につき420円</p> <p>（16）～（315） 略</p> <p>（315の2） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定又は同法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>（315の3） <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定</u> 1件につき3,000円</p>

<p><u>宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)</u></p> <p>(315の4) <u>長期優良住宅法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継の承認</u> 1件につき3,000円</p> <p>(315の5)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(315の4) <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継の承認</u> 1件につき3,000円</p> <p>(315の5)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

第2条 鳥取県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第315号の2の表を次のように改める。

区 分	金 額		
	基準適合証（長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が交付したものをいう。以下同じ。）の添付がある場合	住宅性能評価書（住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書のうち知事が定めるものをいう。以下同じ。）の添付がある場合	基準適合証及び住宅性能評価書の添付がない場合
1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	1件につき11,000円	1件につき19,000円	1件につき49,000円
2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画			
(1) 床面積の合計が500平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき23,000円	1件につき40,000円	1件につき99,000円
(2) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき37,000円	1件につき64,000円	1件につき159,000円
(3) 床面積の合計が1,000平方メートル	1件につき63,000円	1件につき118,000円	1件につき314,000円

を超え、3,000平方メートル以下の住宅に係るもの			
(4) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき121,000円	1件につき207,000円	1件につき563,000円
(5) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき228,000円	1件につき341,000円	1件につき968,000円
(6) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき423,000円	1件につき631,000円	1件につき1,791,000円
(7) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき603,000円	1件につき882,000円	1件につき2,559,000円
(8) 床面積の合計が30,000平方メートルを超える住宅に係るもの	1件につき718,000円	1件につき1,067,000円	1件につき3,135,000円

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。